

災害時の備え(情報の収集と連絡・通信について)

■避難の情報について

熊本市ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

「わが家の防災マニュアル」をご参照ください。

熊本市では、水害・土砂災害の防災情報は、
「警戒レベル」による避難情報の発信に変わりました。



**警戒レベル3や4で、
地域の皆さんで声を掛け合って、
安全・確実に避難しましょう。**

5段階の
警戒レベルを
用いた避難情報が
導入されました

警戒レベル

住民がとるべき行動

非難情報など

5

命を守るために最善の
行動をとる

災害発生情報(既に災害が
発生)(市町村が発令)

4

速やかに安全な場所へ
避難(※)

避難指示(緊急)
避難勧告
(市町村が発令)

3

避難に時間要する
高齢者等は避難

避難準備・高齢者など
避難開始(市町村が発令)

2

避難行動の確認

洪水注意報、大雨注意報
など(気象庁が発表)

1

心構えを高める

早期注意情報
(気象庁が発表)

※警戒レベル4でも土砂災害警戒区域や浸水想定区域外の安全な場所にお住まいの方は、安全が確保
されている場合は、必ずしも避難の必要はありません。

雨風が強い中での以下の行動は大変危険です。絶対にやまめしょう。

- 田畠の様子を見に行く ●屋根に上って作業する
- 川や海の様子を見に行く

■緊急情報のあれこれ

熊本市では、災害時にさまざまな方法で緊急情報を配信します。どのような方法で情報を知ることができるかを必要なときにすぐに情報を取得できるように備えましょう。



■熊本市災害情報メールを利用するには登録手続きが必要です。

携帯電話またはパソコンから[\[entry-kumamoto@fastalarm.jp\]](mailto:entry-kumamoto@fastalarm.jp)へ空メールを送ると、登録用URLがメールで届きますので、そのURLにアクセスすると、登録が完了します。

避難情報などの緊急情報を登録したメールアドレスへ配信します

※バーコードリーダ機能付きの携帯電話であればバーコードリーダをご利用ください

登録はこちらからでもできます→



■災害時の対応

避難は、市や消防、警察などの指示にゆだねるのではなく、自分で危険を感じ、避難が必要と判断した場合に先手、先手で行います。

一定の範囲に、災害による著しい危険、又は被害が生じるおそれがある場合、その地域の住民に対し、避難情報が出されますが、危険を感じたら、指示を待たずに避難をしてください。

なお、自主避難は、日頃から道順や場所の確認や避難先の施設とも話し合ったりして、避難時に迷うことなく速やかに避難できるようにしておきましょう。

【避難の際の注意】

- ・歩いて避難してください。消防車、救急車などの緊急車両の通行にご協力ください。
- ・災害時、家族の居場所がわからなくなる場合に備え、避難場所を家族であらかじめ決めておきましょう。また、避難するときは家の玄関等に、避難先や安否に関する情報を書いた連絡メモを残しましょう。
- ・荷物は、リュックなどに入れて背負うなど、動きやすい、量と方法で準備しましょう。
- ・近所の方にも声をかけて、高齢者や障がいのある方の避難にも力を合わせましょう。

■ 福祉避難所・緊急入所施設

熊本市内で地震や風水害等の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、体育館等の一般避難所では、避難生活を送ることが困難な方(要援護者)については、熊本市があらかじめ指定する施設を福祉避難所等として開設し、受け入れを行います。

【種類】

- 1、福 祉 避 難 所・・・体育館等の一般的な避難所では避難生活を送ることが困難な方。
- 2、緊急入所施設・・・障害者支援施設や介護保険施設において、障害者総合支援法や介護保険法に基づき入所(短期入所)による療養等を必要とする方。
(概ね要介護度が3以上の方または、障害支援区分1以上の方を対象)

※福祉避難所等は、災害時にすぐに開設するものではなく、避難所等での避難者の状況等により、熊本市の判断に基づき開設される二次的な避難所となります。福祉避難所等への入所は熊本市が判断・決定します。

〈お問い合わせ先〉熊本市健康福祉政策課 TEL096-328-2340

■ 災害時要援護者避難支援制度をご存知ですか？

この制度は、災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わりにくい方など(難病の疾患によるものも含む)を対象として、あらかじめ本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、地域の自治会、自主防災クラブ、民生委員等および市の関係機関に名簿を配布し情報を共有することにより、日頃の見守りや、災害時の支援のために備えておくものです。

【対象者】以下のうち、災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方

障がいのある方(障害者手帳をお持ちでない方も含む)、医療依存度の高い方(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者、経管栄養使用者等)、一人暮らしの高齢者(高齢者のみ世帯を含む)、寝たきりの高齢者および認知症高齢者、妊娠婦、乳幼児

お問い合わせ先は

各区役所福祉課 電話番号は P43参照
熊本市健康福祉政策課 電話096-328-2340